令和7年度 東村山市立化成小学校 学校いじめ防止基本方針

1 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子供の心に永く深い傷を残すものであり、いじめはどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には学校が総力をあげて速やかに解決する。とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならないことである。***その際、「いじめの件数が多い学級が問題がある」という考え方をせず、「個々の状況をきちんと把握できている」という認識を共通理解していくことで、適切に全職員で情報共有できる環境をつくっていく。***その上で早期発見・早期対応を基本とした次のような取組を講じていく。

（1）いじめを生まない、許さない学校づくり

<いじめに関する子供たちの理解を深める>

子供たちがいじめについて深く考え理解するための取組として、学校のきまり、道徳や学級活動等の授業や縦割り班活動・児童会の活動等を通じて、子供たちがいじめを絶対に許さないことを自覚するように指導する。

（2）子供たちをいじめから守り通し、子供たちのいじめの解決に向けた行動を促す

<いじめられた子供を守る>

いじめられた子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた子供が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた子供を組織的に守り通す取組を徹底する。***いじめられた子供が苦痛を感じていない場合であっても、いじめた子供の行為が人権意識を欠く言動である場合は、いじめとして認識し適切に対応する。***

<子供たちの取組を支える>

周囲の子供たちが、いじめについて知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、周囲の子供の発信を促すための取組を行うとともに、勇気をもって教員等に伝えた子供を守り通す。

（3）教員の指導力の向上と組織的対応

<学校一丸となって取り組む>

いじめに適切に対応できるようにするため、教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に頼るだけでなく、学校全体による組織的な対応を行う。

<社会総がかりで取り組む>

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

2 いじめ防止に関する学校の組織体制等

（1）「校内いじめ対策委員会（旧すこやか対策委員会）」について

・常会：月初めの CC 会の後に開催。その月に発生したいじめの報告、3か月程度経過事案の解消確認

メンバーは全職員・SC・けやき教員

・臨時会：いじめ重大事態等、必要に応じて開催

メンバーは管理職・生活指導主任・当該児童学年主任・当該児童担任

（2）「校内いじめ対策委員会」の校内組織等の位置付け等

・月 1 回程度の定期的な会合とともに、校長が必要と認める時には、臨時に招集できるような体制をとる。

・責任所在をはっきりするため、生活健康指導部に位置付ける。

（3）「CC 会」による情報共有の徹底

・毎週金曜日の16：15～16：45に、全教職員による、児童についての情報共有の場を設定する。

(3)「学校いじめ対策委員会」の主な取組内容

〇指導に関する主な取組内容

時　期	主な取組の内容
四月～夏季休業前	◯学校いじめ対策委員会の確認 〇いじめの積極的認知などについて教員研修 ◯年間予定の確認 〇「いじめ基本方針」について保護者会で周知
	◯「ふれあい月間6月」の取組の確認 ・道徳・学級活動等の授業の実施計画 ・生活アンケート内容確認 ◯スクールカウンセラーと5年生児童との全員面談
	◯「ふれあい月間6月」の取組 ・道徳、学級活動等の授業実施 ・生活アンケート実施、集約、「いきいき化成っ子」発行 ◯7月5年生SOSの出し方について・ 　7月授業公開時のSNSマナー教室の実施（日時未定） ◯夏のいじめ防止研修内容の検討
	◯保護者会でのいじめ防止啓発 ◯前期学校評価 〇「おはよう楽化成」内容確認（縦割り班活動による朝のあいさつ運動）
夏季休業中	◯夏のいじめ防止研修
九月～冬季休業前	〇「おはよう楽化成」実施（縦割り班活動による朝のあいさつ運動） ◯「ふれあい月間11月」の取組の確認 ・道徳・学級活動等の授業の実施計画 ・生活アンケートの内容確認
	◯「ふれあい月間11月」の取組 ・道徳・学級活動等授業の実施 ・生活アンケートの実施、集約、「いきいき化成っ子」発行 ◯児童会が主体となったいじめ防止の取組計画・支援
	◯「ふれあい月間2月」の取組の内容確認 ・道徳・学級活動等の授業の実施計画 ・生活アンケートの内容確認 ◯スクールカウンセラーと6年生児童との全員面談
一月～三月	〇「おはよう楽化成」実施（縦割り班活動による朝のあいさつ運動） ◯学校評価検討・改善案
	◯「いのちとこころの教育週間」の取組 ◯児童会主体のいじめ防止に関する取組の実施 ◯「ふれあい月間2月」の取組 ・道徳・学級活動等の授業の実施 ・生活アンケートの実施、集約

〇前記の他、相談体制に関する主な取組の内容

・被害の児童・保護者に対する面談・ケア、加害の児童・保護者に対する面談・ケア、それぞれの児童への組織的・継続的な観察、指導・助言等（対応時）

（4）「学校サポートチーム」(企画委員が兼任)の構成（役職等）

・校長、副校長、主幹Ⅰ、主幹Ⅱ、学年・専科主任（主幹の配置学年は除く）

・三部会主任・関係学年担任（必要に応じて出席）

※上記の他、その必要性・緊急性に応じて、スクールサポーター、警察、民生児童委員、子ども家庭支援センター、市教育相談、PTA役員、地域関係者等、関係諸機関とも連携を図る。

（5）「学校サポートチーム」の主な取組の内容

・「いじめ対策委員会」の取組及び対応を受け、企画委員会時に必要があれば設定し、関係諸機関とも連携をしながら、いじめの未然防止に努めると共に、早期発見・早期対応が必要な場合に組織的・継続的に対応できるようにする。

3 4つの段階に応じた具体的な取組

（1）未然防止のための取組

・道徳教育、人権教育の充実を図り、児童の思いやりの心の育成に努める。

・「いじめに関する授業」、「SNSマナー教室」、「SOSの出し方に関する授業」を実施する。

・授業規律について共有化を図り、どの児童でも「わかる、できる授業づくり」を目指す。

・学校教育活動全体を通して、自尊感情や自己肯定感を育てていく。

・「学校いじめ対策委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に組織的に取り組む。

・学校評価により検証するとともに、基本方針の見直し改善を図る。

・保護者・地域と情報の共有化を図り、連携して取り組む。

（2）早期発見のための取組

・出欠確認時に児童観察を行う。

・教員間によるいじめの定義の共通理解、情報の共有を図る。

・生活当番等による校内・校外の巡回等を通して児童の観察を実施する。

・「生活アンケート」を通して、児童がSOSのサインを出せる環境作りに励む。

・スクールカウンセラーによる面談を実施する。（春：5年児童、秋：6年生児童を対象）

・必要に応じて担任等による個々の児童への声かけ・面談を実施する。

・学校便りや保護者会等の場を活用し、いじめ等に関する情報の早期発見・把握に努める。

・必要に応じて担任やスクールカウンセラーによる児童の相談、保護者の相談を実施する。

・関係諸機関との連携による情報共有を図る。

（3）***迅速な対応***のための取組

①初期対応の取組

・より適切な解決のため、学校全体で対応方針を共有して、取り組む。

・学校すこやか対策委員会を核として、事実関係の把握、対応の確認、職員への共通理解を図る。

②被害児童への取組

・学校すこやか対策委員会が中心となり組織的・継続的に児童を観察し、その情報を共有する。

・保護者にも状況を伝えると共に継続観察し、児童の様子について密に連絡を取り合い、共通理解を図る。

・状況に応じてスクールカウンセラー等関係諸機関の協力を得ながら、児童やその保護者に対して心のケアをするとともに、面談等を実施する。

③加害児童への取組

・学校すこやか対策委員会が中心となり組織的・継続的に児童を観察し、その情報を共有する。

・保護者にも状況を伝えると共に継続観察し、児童の様子について密に連絡を取り合い、共通理解を図る。

・状況に応じてスクールカウンセラー等関係諸機関とも連携を図り、児童やその保護者に対して心のケアをすると共に、面談等を実施する。

④周囲の児童への取組

・学校いじめ対策委員会が中心となり情報共有及び共通理解を図ると共に、保護者とも緊密に連携を図る。

・児童の思いやりの心の育成に努め、いじめは絶対に許さないことを自覚できるような指導を継続し、徹底を図る。

⑤その他（学校サポートチームとの連携、教育委員会・関係機関との連携、保護者・地域との連携等）

・市教育委員会には、速やかに情報を提供するとともに、早期対応・早期解決に向けて協力を依頼する。

・必要に応じて学校サポートチームを通して、関係諸機関と情報を共有し、対応策を協議する。

・必要に応じて保護者や地域との連携を図る。

・いじめの解消は、行為が3か月止んでいる状態の継続を確認し、学校いじめ対策委員会が管理職の指導助言を受けて判断する。

（4）重大事態への対処

・東村山市教育委員会への報告と連携を図るとともに、必要に応じて東村山警察署への相談や通報、児童相談所その他関係機関等との連携を図る。

・被害児童に対しては、緊急避難措置等について検討・実施し、複数の教員による当該児童の保護や情報共有の徹底を図る。また、加害児童やその保護者も含めた指導・支援を検討し、実施するとともに、複数の教員による当該児童の観察や情報共有の徹底を図る。

4 校内における研修体制

・学校いじめ対策委員会が中心となって、生活指導に関する様々な機会を活用しながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を組織的に継続できるよう、年に数回、校内における研修等を計画・実施できるようにする。

5 見直し及び改訂について

本基本方針は、「学校いじめ対策委員会」において、定期的に見直し及び検討を図り、必要に応じて改定する。本年度版については、前年度末に、生活指導主任が原案を作成し、第1回目の学校いじめ対策委員会で検討を行い、決定することとする。